

緊急!

あなたの職場の

溶接ヒューム対策

は進んでいますか!?

令和3年4月1日から
溶接ヒュームが新たに特定化学物質として位置づけられ、
健康障害防止措置が義務づけられています!

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ
金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質健康予防規則（中化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※一部経過措置があります（令和4年4月1日施行）

● このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者向けのものです。

● 屋外作業場や、毎日異なる屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う方は、リーフレット「屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ」をご覧ください。

※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。
・作業場の壁の面積が床面積の50%以上である。作業場の天井のへり物が設けられている。
・ガス、蒸気または粉じんがその場に滞留するおそれがある。

※「継続して行う屋内作業場」とは、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を繰り返し繰り返して行う作業場をいいます。

1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接作業（中化則）において継続的な作業を行う事業者）について、新たに特定化学物質（健康第2類物質）として位置づけました。

※金属アーク溶接等作業
・金属アーク溶接等作業
・アーク溶接等作業を伴う溶接、または溶接する作業
・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
（溶接機、レーザービーム溶接機などを含む。溶接機、溶接機、溶接機は含まれません）

溶接ヒューム	主な有害性（発がん性、その他の有害性）	規制値
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性		規制値なし（作業中での暴露は労働安全衛生法第104条第1項第2号に準拠して測定する）
その他：呼吸器にヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO） に由来する発がん性 三酸化マンガン（Mn ₂ O ₃ ）について 呼吸器発がん性、呼吸器発がん性		0.1mg/m ³ （8時間労働）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

溶接ヒューム測定は、実績豊富な当社へお任せください!

ミツバ環境ソリューションでは、換気
の状況のアドバイス、その他、法改正
対応のご相談を承ります。

また、皆様のさまざまな疑問にお応え
致します。

- 規制強化の対象となる溶接は?
ロボット溶接は対象となるの?
マンガンの基準を超えた場合は?
溶接業務の頻度が低い場合は?
溶接作業場が複数ある場合は?
罰則はあるの? etc...

ご相談・
お問い合わせ

株式会社ミツバ環境ソリューション
〒376-0122 群馬県桐生市新里町野 598

TEL
0277-74-5958